

# 安全運転管理者制度

車両等の使用者は、事業所における安全運転を確保するため、業務で使用する車両を点検・整備したり、運転手が安全に運転できるように運行計画を立てたり、運転手に対して具体的な指示をしたりと、交通事故が起きないように努めなければなりません。

しかし、車両や運転手が多ければ、その業務をすべてを一人で行うことは不可能です。そこで、使用者に代わり具体的にチェックを行う者として、「安全運転管理者」を選任させることとしているのです。

## 自動車の使用者の義務

自動車の使用者は、その使用する自動車が規定の台数以上の場合、その使用の本拠ごとに安全運転管理者及び副安全運転管理者（以下「安全運転管理者等」という。）を選任しなければなりません。また、選任したときは15日以内に公安委員会へ届け出なければなりません。

選任及び届出を怠ると処罰されることがあります。

## 安全運転管理者等の選任を必要とする自動車の台数

### ① 安全運転管理者

乗車定員11人以上の自動車を使用している場合…1台以上

その他の自動車を使用している場合…5台以上

台数を計算する場合、大型自動二輪車または普通自動二輪車はそれぞれ0.5台として計算するものとする。総排気量が50cc未満の一種原付は含まない。

### ② 副安全運転管理者

（車種、乗車定員関係なく）すべての自動車を使用している場合…20台以上  
以降20台増加するごとに、副安全運転管理者を選任するものとする。

台数を計算する場合、大型自動二輪車または普通自動二輪車はそれぞれ0.5台として計算するものとする。総排気量が50cc未満の一種原付は含まない。

## 安全運転管理者等の業務

安全運転管理者は、その管理下の運転者に対して、国家公安委員会が作成・公表する「交通安全教育指針」に従った安全運転教育や、内閣府令で定める以下の9つの安全運転管理業務を行わなければなりません。

1. 運転者の状況把握
2. 安全運転確保のための運行計画の作成
3. 長距離、夜間運転時の交替要員の配置
4. 異常気象時等の安全確保の措置
5. 点呼等による安全運転の指示
6. 運転前後の酒気帯びの確認
7. 酒気帯びの確認の記録・保存
8. 運転日誌の記録
9. 運転者に対する指導

詳しくは、栃木県警察本部交通企画課または事業所を管轄する警察署の交通課(交通総務課)にお問い合わせください。